

境港市建設工事等予定価格に係る積算内訳の公表に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、境港市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下「工事」という。）、工事に係る測量等業務及び道路・公園植栽管理等業務（以下「業務」という。）の予定価格に係る積算内訳の公表に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象とする工事及び業務は、予定価格が200万円以上の工事及び予定価格が100万円以上の業務で、競争入札及び随意契約に付するものについて適用する。

(公表の内容)

第3条 公表を行う内容は、次に掲げる積算内訳とする。ただし、境港市情報公開条例（平成11年境港市条例第12号）第7条に規定する不開示情報に該当するもの、又は工事担当課が必要と認めて非公開としたものを除く。

区分	積算内訳
土木工事、土木工事に係る測量等業務及び道路・公園植栽管理等業務	総括情報表、内訳書、工種明細表、科目内訳表、施工単価表
建築工事及び建築工事に係る測量等業務	工事内訳書、種目別内訳書、科目別内訳書

(公表の時期)

第4条 契約の締結後速やかに公表するものとする。

(公表の場所)

第5条 市ホームページにて公表する。

(公表の方法)

第6条 閲覧希望者は市ホームページにて閲覧し、写しの交付は、行わないものとする。

2 原則として、公表された内容に関する問合せには応じないものとする。

(公表の期間)

第7条 公表の期間は、契約を締結した日の属する年度の翌年度の末日までとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月22日から施行し、平成28年4月25日以降に契約締結する工事及び業務から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行し、令和6年9月1日以降に契約締結する工事及び業務から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行し、令和7年9月1日以降に契約締結する工事及び業務から適用する。